

4. 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

景観法施行規則第6条及び第11条の基準を満たし、景観計画区域において、良好な外観をもつ建造物（建築物及び工作物）や樹木について、景観行政団体の許可なく、除却や伐採、外観の変更が行なわれずに、適正に保全されることが必要なものについて、以下の指定の方針に基づき、景観重要建造物、若しくは景観重要樹木として指定し、保全を図ります（ただし、文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別施設天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定されたものは適用除外）。

（1）景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域のうち、市民に親しまれている建造物（建築物および工作物）の外観において、道路その他の公共空間から誰もが容易に見ることができるもののうち、以下に示す項目に該当する建造物については、所有者の意見を十分に聴いた上で、景観重要建造物としての指定を行うこととします。

- 周辺地域の景観を特徴づけ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 優れたデザインからなり、建築的価値をもつ建築物
- 地域の歴史や文化、生活などの視点からみて、その特性が地域を象徴するもの
- 長い時間をかけて市民に親しまれ愛され、大切に活用されているもの

（2）景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域のうち、市民に親しまれている樹木において、十分な樹高があり樹幹が太く、健康な状態を維持している樹木もしくは樹木の集団で、道路その他の公共空間から誰もが容易に見ることができるもののうち、以下に示す項目に該当する樹木については、所有者の意見を十分に聴いた上で、景観重要樹木としての指定を行うこととします。

- 周辺地域の景観を特徴づけ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 樹高や樹形による姿が特徴的で、良好な景観の形成に寄与するもの
- 長い時間をかけて市民に親しまれ愛され、大切にされてきたもの

■参考資料：景観法施行規則

〔景観重要建造物の指定の基準〕

○第6条

法第19条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

〔景観重要樹木の指定の基準〕

○第11条

法第28条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

5. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観計画区域内にある道路や河川等の公共施設のうち、良好な景観の形成に特に重要なものについて、景観法第8条第2項五のロ及びハに基づき、景観重要公共施設と位置づけ、以下の方針に基づき、良好な景観形成を図ります。

(1) 景観重要公共施設の整備に関する方針

① 景観重要道路

ゾーン区分において、骨格となるシンボル景観を形成するための地区と位置づけられ、積極的な景観形成を図ることとされているシンボルゾーンのうち、シンボルロード沿道地区、宇部新川駅沖ノ山線沿道地区の2地区内の道路のうち、市道常盤通り宇部新川駅線および国道190号の一部、(都)宇部新川駅沖ノ山線については、景観計画区域内において良好な景観を形成するため、整備を行う際には、以下の事項に取り組むこととします。

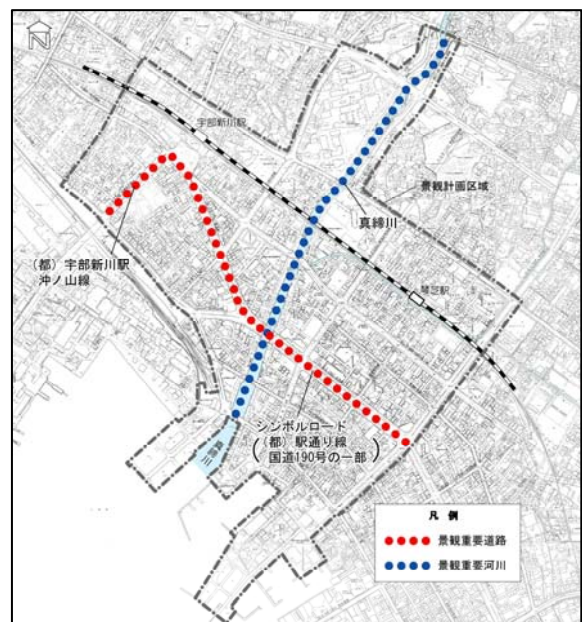
- 歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
- 中心部のシンボルとなる通りとして、風格ある景観の形成と商業地としてのにぎわいの創出につながる整備を行う。
- 潤いややすらぎある景観を形成するため、電線類の地中化を行うとともに、街路樹や植栽帯等を整備し、適正な維持・管理を図る。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識などは、沿道の建築物等による街並みが映えるデザイン、色彩に配慮する。

② 景観重要河川

ゾーン区分において、骨格となるシンボル景観を形成するための地区と位置づけられ、積極的な景観形成を図ることとされているシンボルゾーンのうち、真締川周辺地区における真締川については、景観計画区域内において良好な景観を形成するため、整備を行う際には、以下の事項に取り組むこととします。

- 中心部のオアシスとなる空間として、安全性を考慮しつつ、市民が身近に潤いや安らぎを感じられる親水性の高い空間の整備を行う。
- 市街地内のオープンスペースとして、周辺地域からの見え方や河川敷等から周囲への眺望に配慮した整備を行い、適正に維持・管理を図る。

■ 景観重要道路および河川の位置



(2) 景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの

①道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

景観重要道路内において公衆電話などの工作物（以下、工作物等という）の道路占用の許可を行う場合は、以下の事項に配慮することとします。

- 工作物等の設置にあたっては、各地区の景観形成の方針を妨げないように努める。
- 工作物等の形態や色彩等は、沿道の建築物とのバランスに配慮し、調和のとれたものとする。

②河川法第24条の許可の基準

景観重要河川内において河川占用の許可及び工作物等を設置する場合は、以下の事項に配慮することとします。

- 地区の景観形成の方針を妨げないように努める。

■参考資料：関係法令

〔道路の占用の許可〕

○道路法第32条第1項

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

○同条第3項

第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

〔土地の占用の許可〕

○河川法第24条

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

6. 屋外広告物に関する事項

本市の景観形成を考える上で、屋外広告物に関する景観形成のためのコントロールは重要な要素の一つです。

平成16年6月の屋外広告物法改正により、景観行政団体である市町は県より屋外広告物の規制に関する事務の一部について権限委譲を受けることができるようになりました。【屋外広告物法第28条（景観行政団体である市町村の特例）】

そこで、平成19年度以降において、全市的な屋外広告物の実態調査の実施や、禁止地域・許可地域および許可基準等の検討を行い、屋外広告物のコントロールを目指します。

■屋外広告物法と景観法の枠組

○屋外広告物法	○景観法
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物全般の表示・掲出が対象。 ・明確な基準に基づく許可制度であり、法的拘束力が強い。 ・許可基準では、<u>広告物の形状、色彩、意匠</u> <u>その他表示方法、掲出物件の形状その他設置方法、それらの維持の方法</u>を定めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築行為や開発行為等における行為に対する制限が対象。 ・建設時における届出・勧告制度で、屋外広告物の場合には、建築物や工作物に付随する場合の届出・勧告が可能な場合もあるが、<u>広告物だけが変</u> <u>わることには対応できない。</u>また、<u>はり紙や立看板</u> <u>など、届出・勧告の対象にならないものが多い。</u>

■屋外広告物の取り組み

